

昭和四五年行(ウ)第一八三号

原告

ロナルド・アラン・マクリーン

被告

法務大臣 小林 武治

昭和四五年十一月二日

被告指定代理人

武畑 末藤 金 黒

内川 永原 須田

光 節 棟

三

治 純 三 郎 楢 衛



東京地方裁判所民事第二部 御中

答 弁 書

答弁書

東京法務局

請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求めらる。

請求の原因に対する答弁

一 請求原因第一について

(一) 請求原因第一の一の(一)について

原告が、アメリカ合衆国国籍を有する外国人で一九三五年

四月三日アメリカ合衆国カルフォルニア州アラモ市におい

て出生したことは認めるが、その余は不知。

なお、原告の出入国歴は、昭和四二年八月一日入国、同年九月一日出国、昭和四三年一月六日入国、同月二三日出国、同年八月二八日入国、同月三〇日出国、昭和四四年一月一五日入国、同年三月一八日出国の四回である。

(二) 請求原因第一の一の(二)について

不知。

(三) 請求原因第一の二について

原告が、有効な旅券に在韓日本国大使館発給の査証を取り

東京法務局

付けて下関港に到着したこと、および昭和四四年五月一〇日下関入国管理事務所下関港出張所入国審査官から出入国管理令四条一項一六号、特定の在留資格および在留期間を定める省令一項三号に該当するものとしての在留資格、在留期間一年の上陸許可証印を受けて上陸したことは認めるが、その余は争う。

(四) 請求原因第一の三について

原告が、昭和四四年五月二八日ころから英語教育協議会に英語教師として在職していることは認めるが、その余は不知。

(五) 請求原因第一の四について

原告が、昭和四五年五月一日英語教育協議会における英語教師としての在職および琵琶、琴等の習得をしたいとして被告法務大臣に対し、一年間の在留希望の在留期間更新申請を行なつたこと、被告が同年八月一〇日出国準備期間として在留期間一二〇日の在留期間更新許可証印をしたこと、および同処分は被告が原告を在留期限である九月八日以後在留させないとの意思を表明したこととなることは認める。

(六) 請求原因第一の五について

東京法務局

原告が、昭和四五年八月二七日被告に対し、同年九月八日から一年間在留したいとする二回目の在留期間更新申請を行なつたことおよびこれに対し被告が同年九月五日不許可処分をなしたことは認めるが、その余は争う。

二 請求原因第二について
争う。

被告の主張

第一 本件在留期間更新申請不許可処分に至るまでの経緯

原告は、アメリカ合衆国に国籍を有する外国人で、昭和四四

(五) 請求原因オ一の四について

原告が、昭和四五年五月一日英語教育協議会における英語教師としての在職および琵琶、琴等の習得をしたいとして被告法務大臣に対し、一年間の在留希望の在留期間更新申請を行なったこと、被告が同年八月一日日出国準備期間として在留期間一二月の日の在留期間更新許可証印をしたこと、および同処分は被告が原告を在留期限である九月八日以後在留を認めないとの意思を表明したこととなることは認める。

(六) 請求原因オ一の五について

原告が、昭和四五年八月二十七日被告に対し、同年九月八日から一年間在留したいとする二回目の在留期間更新申請を行なったことおよびこれに対し被告が、同年九月五日不許可処分をしたことは認めるが、その余は争う。

二、請求原因オ二について
争う。

東京法務局

被告の主張

第一 本件在留期間更新申請不許可処分に至るまでの経緯

一、原告は、昭和四四年三月二〇日在韓国日本国大使館において、東京都千代田区有楽町一丁目所在のベルリッツスクールの英語教師として勤務する目的で日本入国査証の申請をし、同年四月二一日その所持する旅券に右目的のための特定査証の発給を受け、同日、同年五月一日日下関港において、下関入国管理事務所下関港出張所入国審査官より、出入国管理令四条一項一六号、「特定の在留資格及びその在留期間を定める省令」一項三号に該当する者としての在留資格、在留期間一年の上陸許可の証印を受け、上陸し、前記ベルリッツスクールに英語教師として勤務した。

二、原告は、昭和四五年五月一日東京入国管理事務所に出頭して、被告法務大臣に対し、在留期間更新の理由を英会話教授と伝統的な日本の音楽勉学のためとして出入国管理令二一条二項に基づき在留期間の更新を申請した。

右申請につき東京入国管理事務所において調査したところ、原告は昭和四四年五月

一〇日前記ベルリッツスクールの英語教師として入国を認められたものであるにもか
 かわらず、本邦入国後わずか一七日間でベルリッツスクールを退職し、同月二十八日こ
 ろから東京都千代田区神田神保町三一八所在の財団法人英語教育協議会に英語教師と
 して就職している事実ならびに原告がいわゆる外国人ベ平連に所属し、安粉砕統一
 集会をはじめ政治活動を目的とする集会および集団示威運動に参加している事実がそ
 れぞれ判明した。

そこで被告法務大臣は、本来右の在留期間更新を許可すべき相当の理由がないもの
 として不許可処分をすべきところ、原告の出国のための準備を考慮して、昭和四五年
 七月二十九日出国準備期間として特に一二〇日間を限ってこれを許可することとし、東
 京入国管理事務所にその旨通知した。同所入国審査官は、同年八月一〇日同所に出頭
 した原告に対し、出入国管理令二一条四項および同令施行規則二〇条三項に基づき、
 旅券の呈示を求め、原告の所持する旅券に出入国管理令四条一項一六号、「特定の在
 留資格及び在留期間を定める省令」一項三号に定める在留資格、在留期間一二〇日の

東京法務局

許可証印をなし、同時に法務大臣からの指示事項である右許可は「出国準備期間」と
 してなされたことを口頭で告知し、旅券にも前記証印の下に「出国準備期間」として
 と記載した。

三、しかるに原告は、右の事実上出国準備のための在留期間一二〇日の延長の処分に対
 して何れ不服を訴えないにもかかわらず在留期間内に出国しないばかりか、同年八月
 二七日被告法務大臣に対し、さらに在留期間更新の理由をびねと琴を習うためおよび
 英語を教えるためとして在留期間の更新を申請した。しかし本件在留期間更新許可申
 請についても前記のとおり理由が依然として存続しており、すでに前回の在留期間
 更新の申請に対し、出国準備のためとして必要な期間に限って在留期間の延長を許可
 をし、本来の在留期間の更新を許可しないものとしているのみならず、更新不許可の
 理由が依然として存続している以上、さらに在留期間の更新を認めるに足りる相当の
 理由がないので、同年九月五日在留期間更新申請を不許可としたものである。

第二、原告の請求は左の理由により失当である。

一、本件不許可処分は適法である。

(一) 原告は、出入国管理令二一条一項は日本に在留する外国人に対し在留期間の更新を受ける権利を与えており、在留期間満了後も同令二四条各号の要件またはそれに準ずべき事由がある場合を除いては、原則として在留期間の更新を受けることができる旨主張する。

しかし、在留期間更新の許可は、出入国管理令二一条三項の規定により明らかなごとく、法務大臣において当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるときに限り、なされるのであって、申請があれば原則として更新が許可されるというものではなく、更新を認めるのが相当である積極的な理由があることを許可の要件としており、その許否が、法務大臣の自由裁量に委ねられているのである。

そして、外国人の入国および在留の許否はもっぱら当該国家の自由裁量により決

東京法務局

定しうるのであって、特別の条約がない限りは、国家は外国人の入国または在留を許可する義務を負うものではないというのが国際慣習法上認められた原則であり、わが国の出入国管理令の各規定にもこの原則が反映しているのであって、外国人は自己の在留を他の国家に対して要求する権利はないのである。したがって出入国管理令二一条が外国人が在留期間の更新を申請することができる旨を規定しているからといつても、同令は外国人に在留期間の更新を権利として付与したのではなく法務大臣の自由裁量によつて恩恵的に在留期間の更新が許されるものであるから、右申請をした外国人は単に更新申請が許可されることがありうるという事実上の期待をもつに過ぎないのである（昭和四三年四月九日大阪高裁オニ刑事部判決）。

(二) 次に原告は本件処分は著しく不合理であつて、法務大臣に認められた裁量権の範囲を逸脱する違法なものであると主張する。

しかし、原告は東京都千代田区有楽町一丁目五所在ベルリッツスクールの英語教師として勤務する目的で、予定滞在期間一年として在韓国日本国大使館に日本入国

査証の申請をし審査の結果、同年四月二一日右目的のための特定査証が発給され、同年五月一日日本邦に入国したものである。

現在わが国においては本邦にある自然科学、人文科学、社会科学に関する官公私立の研究機関または学校教育法による大学院、大学、短期大学もしくはこれと同程度の教育機関において研究の指導または教育を行なおうとする者は、出入国管理令四條一項七号に該当する者としての在留資格をもつて上陸を許可するが、同条三項および四項の規定により、同号に該当する者が、本邦に上陸しようとするときは、法務省令で定める手続によりあらかじめ、当該外国人がその在留資格に該当すると認めらる旨の証明書の交付を法務大臣に申請しなければならず、同申請があつた場合には、法務大臣は所管の文部大臣と協議し、その者が当該在留資格に該当すると認められたときに限り証明書を交付することになっている。しかし右の在留資格に該当しないが、原告のような語学教師などはこれを必要とする施設があるため、このような者から査証申請があつた場合は、教師として勤務する施設が特定しており、かつ、

東京法務局

実際に有効な雇用契約が成立していることを確認したうえで、学校の規模、教師教生徒数、経営内容を調査し、当該外国人が真実、かつ、もつぱら英語教師として活動することが確実であり、わが国の労働市場等も考慮してその者の入国を許可することがわが国にとつて利益であると認められる場合に限つて、出入国管理令四條一項一六号、「特定の在留資格及び在留期間を定める省令」一項三号の法務大臣が特に在留を認めるものとしての在留資格をもつて入国を許可しているのが実情である。語学教師の入国にあつては、右に述べたように厳格な審査を必要としており、単に英語教師希望というだけでは入国を認めていないのである。

しかして、原告については、調査の結果次の各事実が判明したのである。
すなわち、

- (1) 原告は、前記のとおりベルリッツスクールの英語教師として勤務するということで入国を認められたものであるにもかかわらず、本邦入国後わずか一七日間、ベルリッツスクールを退職し、東京都千代田区神田神保町三十八所在財団法人英

語教育協議会の英語教師に転職しており、入国を認められた学校における英語教育に従事しなかつた。

(2) 原告は、入国後向もなく、米国人のベトナム軍事介入反対、日米安保条約反対、在日外国人の政治活動に対する日本政府の抑圧反対等を主唱し、これらの政治活動を目的とする組織であるいわゆる外国人ベ平連に所属し、昭和四四年六月三日、日右外国人ベ平連定例集會に参加し、じ来同年一月二日まで九回にわたり同集會に参加したほか、同年七月一日、日左派華僑青年等が同月二日より一三日まで国鉄新宿駅西口付近において行なつた出入国管理法粉碎ハンガーストライキを支援するため、その目的等を印刷したビラを通行人に配布し、同年九月六日および一〇月四日ベ平連定例集會に参加し、同年同月一五日および一六日にはベトナム反戦モラトリウムデー運動に参加して米国外使館にベトナム戦争に反対する目的で抗議に赴き、同年一月七日横浜入国者収容所に対する抗議を目的とする示威行進に参加し、昭和四五年二月一五日朝霞市における反戦放送集會に参加し、同

東京法務局

年三月一日在朝霞市キャンポドレイク付近における反戦示威行進に参加し、同年三月一五日ベ平連とともに朝霞市における「大泉市民の集い」という集會に参加して反戦ビラを配布し、同年五月一五日米軍のカンボジア侵入に反対する目的で米国外使館に抗議のためおもむき、同年同月一六日、五・一六ベトナムモラトリウムデー連帯日米人民集會に参加してカンボジア介入反対米国外戦示威行進に参加し、同年六月一四日代々木公園で行なわれた安保粉砕学市民大統一行動集會に参加し、同年七月四日清水谷公園で行なわれた東京勤労委員会主催の日米人民連帯日反戦兵士支援のための集會に参加し、同年同月七日には羽田空港においてロジャース国務長官来日反対運動を行なうなどの政治活動を行なつていた。

被告法務大臣は、調査の結果判明した右(1)(2)の各事実によつて、前記のとおり昭和四五年五月一日付原告の在留期間更新許可申請に対しては、これを不許可とすべきところ、出国のための準備期間として一二日の在留期間を延長することとし、さらに同年八月二七日付本件在留期間更新許可申請に対し、これを不許可としたものである。

叙上の理由により明らかなとおり、被告法務大臣のなした本件不許可処分は裁量権の逸脱ないし裁量権の濫用はなく、適法である。

二、本件処分は憲法一四条および出入国管理令一条に違反しない。

原告は、本件不許可処分理由は、原告の反戦思想および反戦行動以外に考えられず、思想信条による差別であつて、憲法一四条および出入国管理令一条に違反する旨主張する。

しかし、憲法一四条一項前段は、「国民」という文言を使用しており、また、同項後段には「国籍」による差別の禁止を定めていないところから、外国人がこれに含まれないことは明らかであろう。

次に、実質的にみても、国籍を異にする外国人が一般国民とは違った態様で居住国の統治権に服することはいずれの国にもありうることであり、国家目的を實現し、国家または国民の利益を擁護するために合理的に必要とされる場合には、外国人を一般国民と差別して扱つてさしつかえないことは国家の存立上自明の原理と考えられるのである。

しかして、出入国管理令は、わが国に入国するすべての外国人につきこれを公正に

東京法務局

管理するためその取扱上必要な手続を定めたものであるところ、原告が、前記一(二)の(2)において述べたとおり、本邦入国後向もなく外国人へ平直に所属し政治活動を行なつていたことは明白である。日本国憲法第三章の諸規定によるいわゆる基本的人権の保障は日本国民と同様外国人にも与えられるかどうかは各条項の保障する権利の性質によつて判断されなければならないのであるが、外国人については、いわゆる参政権は認められないことは当然であり、憲法二一条の保障する表現の自由についても、その国の政治につき発言権も責任もない外国人には国民と同様の保障が与えられていないことは多言を要しないところであつて、少くともわが国に関する政治活動としての集会や言論などの表現の自由は、外国人には保障されていないものといふべきである。のみならず、参政権を有しない外国人の政治活動は、わが国の政治、社会情勢などに何らかの影響を与えるおそれなしとせず、性質上不合理であり、これを許容しなければならぬといわれは全くなく、むしろわが国に好ましからざるものとしてこれを規制すべきものといふべきである。

原告の本国である米国とわが国との間の友好通商航海条約三一条五項においても、「この条約のいかなる規定も政治活動を行なう権利を与え又は認めるものと解してはならない」と明記されているほか、一九二八年ハバナにおいてオセチカ州会議が採択した「外国人の地位に関する協定」は、そのオセチカにおいて「外国人は政治活動に與与してはならない。それは在留している国の国民だけのものである。」と規定しており、一九六一年東京におけるオセチカアジア・アフリカ法律諮問委員会が採択した「外国人の入国及び処遇に関する一般原則」では、そのオセチカにおいて「外国人は、法律、規則、命令に反対の規定がない限り選挙権を含む政治上の権利を有せず、また政治活動に従事する資格を有しない。」と規定しているのみならず、諸外国においても外国人の政治活動を規制しているものが多いのである。

わが国の外国人の在留管理においても、外国人の政治活動でこれを放置することがわが国の利益または公安の保持上好ましくないものについては、これを規制することとしているのである。

東京法務局

しかして、その政治活動が出入国管理令二四条四号ヨに規定する「日本国の利益又は公安を害する行為」に該当すれば、もちろん退去強制をすべきこととなるのであるが、右の退去強制事由に該当するに至らないものであつても、在留期間の満了の際、その更新を許可しないこととして、本邦からの退去を求めることにより、外国人の管理の適切を期しているのである。

しかるところ、原告は、前述のとおり、安保粉砕統一集会をはじめ政治活動を目的とする集会および集団示威運動に参加していたものであつて、このような政治活動をそのまま放置し、さらにかかる活動を継続することが十分予想される原告の在留期間の更新を許可することは、全く相当でなく、かかる裁量判断によつて、法務大臣は在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当な理由がないのみならず、むしろ更新を不相当と判断して、本件不許可処分をしたものである。第一回の更新申請に対し、実質上不許可に等しい、出国準備のための一二〇日間の延長を許したのであるが、この処分へ一二〇日を除く期間の更新の不許可に対して何ら不服を訴えなかつたにもかか

わらず、さらに在留期間の更新の申請をしたものであるので、かかる申請に対する不許可処分について違法の無いことはいうまでもない。

訟

東京法務局